

令和 6 年 6 月 27 日現在

機関番号：31302  
 研究種目：基盤研究(C)（一般）  
 研究期間：2020～2023  
 課題番号：20K02116  
 研究課題名（和文）裁判員評議における「再現」実践の会話分析研究

研究課題名（英文）Reenactments in Deliberations

研究代表者

小宮 友根（KOMIYA, Tomone）

東北学院大学・地域総合学部・准教授

研究者番号：40714001

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、裁判員評議における「再現（reenactment）」実践の解明を目的とするものであった。法実務家の協力を得て実施した模擬裁判、模擬評議の録画を会話分析の手法で分析することにより、次の成果を得ることができた。（1）会話分析において「身体が多層性」と呼ばれるような現象が評議の相互行為にも生じることが確認できた。（2）裁判員は自らの身体を、本研究課題がそれぞれ「再現身体」「仮想身体」と名付けた独特の身体モデルとして用いていた。（3）そうした身体モデルの使用によって、裁判員は被告人の事件当時の行為だけでなく、被告人の知覚経験についてもその再現をおこない、事実認定の推論に用いていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題の成果には、身体を用いた再現実践の一般性と、それが評議という場でおこなわれる際の特殊性をあきらかにする学術的意義がある。同時にその成果は、裁判員が「通常であればどのように感じ、考え、行為するか」を互いに提示し、議論し、調整するために身体をどう用いるかをあきらかにするものである点で、次のような社会的意義を持つ。第一に、裁判員が法的推論の道具として身体を用いるための教示として利用可能である。第二に、身体モデルによる再現が何を等閑視しているのか、またその推論上の身分（証拠なのか経験則なのか）は何なのかを明確にすることで、再現に頼ることの危険性を教示することにも役立つ。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research project was to elucidate the practice of "reenactment" in deliberations in the Saiban-in system. By analyzing recordings of mock trials and mock deliberations conducted with the cooperation of legal professionals using conversation analysis methods, the following results were obtained: (1) It was confirmed that phenomena called "multilayering of the body" in conversation analysis also occur in the interactions of deliberations. (2) Saiban-ins use their bodies as unique body models, which this research project named "reenactment body" and "hypothetical body". (3) Through the use of such body models, Saiban-ins reenact not only the defendant's actions at the time of the incident but also the defendant's visual experiences, which are then used in the reasoning of fact-finding.

研究分野：社会学

キーワード：再現実践 エスノメソドロジー 会話分析 裁判員制度 評議

### 1. 研究開始当初の背景

本研究が開始された時点において、裁判員制度はすでに施行から 10 年を過ぎていたが、その一方で、評議が実際にどうおこなわれているのかについての経験的研究はほとんど蓄積がない状況であった。このことは、裁判員に選ばれた市民が何をすればよいのかを知り、考えるための具体的材料の不足という点においても、また裁判官が評議の場をどのようにファシリテートすればよいのかについて考えるための具体的材料の不足という点においても、望ましいことではない。こうした考えのもと、研究代表者はこれまでも模擬評議の会話分析をもとに評議コミュニケーションの構造の解明に取り組んできたが(小宮 2012, 2013, 2016 など)本研究課題においては発話の交換だけでなく身体の用法が評議コミュニケーションにおいて果たしている役割を考察するため、評議における身体的再現の実践の分析に取り組んだ。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、裁判員裁判の評議において、参加者が自らの身体を、被告人や被害者の身体モデルとして用いることで、事件当時の状況を再現したり、その状況における被告人の知覚や行為の意図を推論し理解しようとする実践の構造をあきらかにすることであった。具体的には、これまで会話分析研究によってあきらかにされてきた身体的相互行為の特徴が評議の相互行為においても見いだせるかどうか、また評議の場に独特の身体的相互行為が観察できるかどうかを検討することを試みるものであった。実務的には、それによって法学的な思考法を市民がどのように評議の場で体現しているか/すべきかについて、具体的に考える手掛かりを得ることを目的としていた。

### 3. 研究の方法

本研究は、法実務家の協力のもと、できるだけ現実に近い状況でおこなわれた模擬裁判、模擬評議の録画を、会話分析の手法によって分析することで遂行された。模擬裁判については、現実の事案にもとづいて架空の事案を作成したが、評議は裁判官に対しても裁判員に対しても一切スクリプトのない、結論の決まっていない形でおこなった。会話分析は、どんな場面であれ自然に生じた会話(相互行為)を、コンマ 1 秒の間まで詳細に書き起こし、会話参加者たちがどのように発言順番を取得し、またその順番の中で行為を繋げているかを分析することで、相互行為の一般的構造と、場面に特殊な構造をとるとともにあきらかにしようとする研究手法である。本研究も会話分析の一般的な方法に従い、評議のすべてについてトランスクリプトを作成し、注目する現象である身体的再現のコレクションを作り、意見表明におけるその機能に着目した分析をおこなった。

### 4. 研究成果

本研究の成果は、評議において裁判員が自らの身体を被告人や被害者の身体モデルとして使用する方法について、その構造の一部をあきらかにした点にある。相互行為において参加者が自らの身体を他者の身体モデルとして用いる実践は、会話分析研究の中でもいくつかの先行研究がある(西阪 2008; Keevallik 2010 など)。本研究は、そうした先行研究の知見が、評議の相互行為においても独特の仕方の確認できることをあきらかにした。

#### (1) 再現身体と仮想身体

評議の場で特徴的に見られた身体的再現に、本研究がそれぞれ「再現身体」と「仮想身体」と名付けた、ふたつの種類の身体モデルを対比させる実践がある。「再現身体」とは、事件当時の被告人ないし被害者の身体的姿勢や動作を、証拠にもとづいて評議の場に再現するために用いられるモデルである。それに対して「仮想身体」は、実際には被告人ないし被害者が取らなかった姿勢や動作について、その合理性や非合理性を強調するためにあえて仮想的にそれを演じるために用いられるモデルである。

たとえば次の抜粋 1 は、殺人未遂事件の模擬評議からのものである。事案の概要は次のとおりである。被告人である西村は、ある日スナック「ハーバーライト」で被害者である松岡と口論になり、店先で喧嘩をして松岡から殴る蹴るの暴行を受けた。西村はいったん帰宅して自宅から刺身包丁を持ち出しハーバーライトに戻る。西村は包丁を持って松岡とふたたび店先で喧嘩をするが、その際に西村の包丁が松岡の腹部に刺さり、松岡は深さ 10 センチの傷を負ったほか、背中とアキレス腱にも傷を負った。争点は、松岡が負った腹部の傷について、被告人西村が包丁を持って体当たりしたことによって生じたのか、もみ合いの中で刺さったのかという点と、被告人に殺意があったか否かという点である。検察は殺意をもって故意に刺したとして殺人未遂罪で西村を起訴したが、弁護側は包丁はあくまで威嚇のために持ち出したものであり殺意はなく、もみ合いによって偶然被害者の腹部に包丁が刺さったと主張していた。

抜粋 1 では、被告人に殺意があったかどうかという争点について、裁判長(J1)による意見の

求めに応じて、一人の裁判員（D）が自らの意見を述べている。

[ 抜粋 1 ]

01 J1: これDさんかな  
02 D: あ:  
03 (0.4)  
04 J1: どうですか=  
05 D: =僕は故意に刺したと思って[まして:  
06 J1: [ん: ん: ん:  
07 D: なんでかって言うと: 50センチくらいの距離っていうことを  
08 言[ってまして::  
09 J1: [ん: ん:  
10 D: (と そこで:) このへんにこう構えてたってことは:  
11 J1: ん?  
12 D: このへんで構え-  
13 J1: m[i- 右の腰のあたり  
14 D: [もっと脅すんだったら::  
15 J1: うん  
16 D: 脅すんだったらもうちょっとわかりいいように構えるんじゃ  
17 ないかと思うんですよ

ここでは10行目以降の身体的再現の様子に限って事例を紹介する。

[ 抜粋1a ]

10 D: (と そこで:) このへんにこう構えてたってことは:

D視線 手元----- 右腰元----- J1-----  
D右手 |握る----- 右腰元に添える-----

図 1

11 J1: ん?

12 D: このへんで構え-

D視線 |右腰元-----  
D右手 -----



図 1

Dは10行目で「そこで」と言いながら差し出していた右手を握り、さらに拳を横にして右の腰元のあたりに添える(図1)。この動作は、「このへんでこう構えてたってことは」という引用発話と接続されることで、証拠(証言)にもとづいた、実際に被告人が取った動作の再現(「再現身体」)として見る事ができる。つまり、握られた右手は包丁を握る手として見る事ができ、その手が腰元に添えられることは、包丁を構えた被告人の姿勢として見る事ができる。そのようにして、Dは自身の胴体と右手を被告人の身体モデルへと構造化しているのである。

それに対して、14行目以降では、Dは異なった種類の身体モデルへと自己の身体を構造化する。

[ 抜粋1b ]

13 J1: m[i- 右の腰のあたり

14 D: [もっと脅すんだったら::]

D視線 右腰元----- |J1-----  
D右手 右腰元-----

15 J1: うん

16 D: 脅すんだったらもうちょっとわかりいいように構えるんじゃ

D視線 -----  
D右手 右腰元----- 拳を縦にして前に-----

17 ないかと思うんですよ

図 2



図 2

14でDは「もっと脅すんだったら」という仮定法表現を口にするが、この発話は12のDの修復に対して理解を示すJ1の発話と重なってしまう。するとDは16の発言順番冒頭で再び同じ仮定法表現を再利用し(Schegloff 1987) その直後に「もうちょっとわかりいいように構えるんじゃないかと思うんですよ」と言いながら、握った拳を縦にして胸の高さで前に差し出す(図2)。このとき、Dの胴体と右手によって作られた姿勢は、次の点で「仮想身体」として構造化されている。第一に、仮定法表現の後に提示されることで、その姿勢は実際には取られなかった被告人の姿勢であることが示されている。第二に、ではそれがどのような身体であるのかは、やはり接続する発話との関係によってあきらかにされている。「もうちょっとわかりいいように構える」という発話は、前に差し出された拳が、「わかりいいように」包丁を握った手であることを説明している。と同時に、胸の高さで拳を前に出すことは、それによってちょうど包丁の刃の部分が視線の高さにくることを示すことで、「わかりいい」という発話の意味を明確にしているだろう。つまり、Dは自らの発話と身体で、「被害者に包丁の刃を見せる」ための「合理的な」姿勢を示しているのである。

このように、ここでのDの身体が「実際には取られなかった被告人の姿勢」として理解できることは、意見表明というDが目下おこなっている行為にとって決定的に重要である。なぜなら、包丁を持っていたことが被害者を脅すためであれば取ったはずの(しかし実際には取られなかった)姿勢を示すことは、抜粋1aでDが示した「実際に被告人が取った姿勢」を、「脅すためではない」姿勢すなわち殺すつもりのある姿勢として遡及的に意味づけることになるからである。つまり、「このへんにこう構えてた」ことが「故意に刺したと思う」という意見の理由となることを、Dは再現身体と仮想身体の対比において説明しているのである。

こうした複雑な「身体の複層化」の実践は、個々の身体を越えた、むしろ個々の身体とその活動を理解する前提となり、また複数の身体の統合を可能にするような、身体の規範性に私たちの目を向けさせてくれる。モデル身体の組織によって身体の規範性を具現化することは、私たちが他者の活動の合理性を評価するための重要な資源なのである。

## (2) 視覚経験の再現

再現身体や仮想身体を用いて被告人や被害者の姿勢や行為を評議の場に再演することは、一般的にきわめて個人的だと考えられている視覚経験のような他者の知覚のありようを推論するためにも用いられる。

抜粋2は、抜粋1とは別の模擬評議からのものである。事案の概要は次のとおりである。被告人サトウは被害者ヤマグチに金を貸していたが、ヤマグチの返済が滞っていたため、ある日ヤマグチの事務所に返済の話をしに行く。ヤマグチに「後にしてくれ」とあしらわれたサトウはカッとなって自分の車の中にあった短刀を持ち出し、ヤマグチの左胸に深さ6cmの傷を負わせた。サトウはヤマグチの事務所の職員に119番通報するよう伝えた後逃亡したが、6日後に逮捕され、殺人未遂と銃刀法違反で起訴された。争点はサトウに殺意があったか否かであったが、サトウ自身は短刀が被害者に刺さった瞬間のことは覚えていないと供述していた。

抜粋2では、二人の裁判官(J2とJ3)がそれぞれ被告人役と被害者役となって、短刀が被害者の左胸に刺さった状況を再現しようとしている(図3)。

J3がまずおこなうのは、距離の定式化である。

[抜粋2a]

19 | (1.0) |  
J3body |-----|  
 | 後に下がる

20 J3: | 遠くからこう(.)や:::(.) | じゃなく[て  
J3body |-----|  
 | 離れたところからJ2に襲いかかる動作(図4)

21 L1: | | [ん::

22 J3: | この距離で  
J3body |----->  
 | 再現した体勢に戻る(図3と同じ)



図3

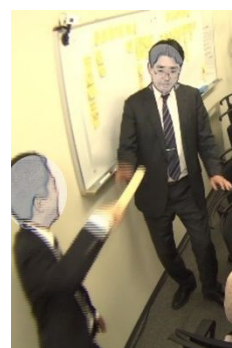


図4

J3は19行目で後に下がると、20行目で「遠くから」と言いながら、J2に短刀で襲いかかる動作をしてみせる(図4)。その後すぐに「じゃなくて」とその動作を否定し、それを「この距離」と対比する(22行目)。このとき、「この距離」の意味は、再現していた直前の姿勢(図3と同じ)に戻ることであきらかにされている。つまりここでJ3は、「遠くから」襲いかかる仮想の動作と対比することで、実際に被告人が被害者に対峙した(自分たちが再現してみせた)距離が「近い」あるいは少なくとも「遠くない」と表現できるものであることを実演的に示しているのである。この距離の定式化は、J3が被告人の視覚経験へと理解を示す上で大きな役割を果たす。

[ 抜粋2b ]

26 J3: ま 狙ってるって日本語難しいです°けど[も°

27 L1: [ん:ん:

28 J3: 今あの わた- これ私の意見ですけど

29 今わたしやってる者としては

30 |目の前に人がいて|自分でこう構えてるので|

J3body |-----|-----|  
短刀で楕円を描く(図5) 図3の姿勢に戻る

31 [刃先が|ここにある のはわかる

J3hand |-----|  
J3の左胸あたりにある短刀の先端を指さす(図6)

32 L5?: [うん

33 J3: っていう感じです



図5



図6

J3は26行目で「狙っている」という表現の適用可能性に留保をつけつつ、そこに文法的に繋がる31行目の「刃先がここにあるのはわかる」という視覚経験の報告によって、「狙っている」と言えるための少なくとも必要条件が満たされているという意見を述べている。重要なのは、この視覚経験の報告は、J3自身の現在の経験の報告であると同時に、事件当時の被告人の経験に対する理解としても聞こえる(からこそ争点への意見表明となる)ように組み立てられているということである。まず30行目冒頭で、「目の前に人がいて」と言いながら、J3は短刀の先端でJ2の上半身を覆うくらい大きさで楕円を描いて見せる(図5)。この動作は、直前に定式化された「近い」距離(「目の前」)における、J3の視野の表現とまずは理解できるだろう。と同時に、「人がいて」という表現は、「J2さんがいて」という表現とは異なり、一般的に人と人とがこの距離で向かい合っている状況の表現として聞くことができる。つまり、J3はここで自分自身の視野を、「この距離で人と向き合ったときに与えられる一般的な視野」としても提示している。続いてJ3はすぐに図3と同じ姿勢に戻りながら、「自分でこう構えてるので」と言うことで、図3の姿勢を「この距離で人と向き合ったときの姿勢」として再提示する。ここでも「自分でこう構えているので」という表現は、たとえば「私はこう構えているので」という表現よりも、「この距離で人に向けて短刀を構えた人」一般において満たされる条件を設定しているものとして聞くことができるだろう。そして、「刃先がここにあるのはわかる」という視覚経験が報告されるのは、まさにそのような条件のもとでのことである。つまりJ3は、自ら定式化した「近い距離」の中にやはり自ら再現した特定の姿勢を置くことで、自分自身の視覚経験の報告を、「この距離で人に向けて短刀を構えたならば見えるであろうこと」の報告としても理解可能なものとして組み立てているのである。

以上のように、身体的な再現実践は、被告人や被害者の置かれた状況やそのもとでの行為や知覚経験を理解し、その上で争点に対する意見表明をおこなうために、きわめて重要な役割を果たしている。本研究の成果は、身体を用いた相互行為一般の構造の解明に繋がるとともに、評議という特殊な場におけるその役割をあきらかにすることで、いかに意見表明や評議運営をおこなうべきかについての示唆を与えるものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小宮友根	4. 巻 39
2. 論文標題 視覚経験の再現実践：「他者の経験の記述」はどのようにEMCA研究の主題となるか	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現象学年報	6. 最初と最後の頁 9-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小宮友根	4. 巻 22
2. 論文標題 付箋紙法と意見表明の会話的環境	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法と心理	6. 最初と最後の頁 23-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 小宮友根
2. 発表標題 誰の経験をどう記述するのか
3. 学会等名 日本現象学会大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小宮友根
2. 発表標題 「対等な」議論のための「非対称な」相互行為
3. 学会等名 日本法社会学会学術大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小宮友根
2. 発表標題 付箋紙法と意見表明の会話的環境
3. 学会等名 法と心理学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Komiya Tomone
2. 発表標題 Re-enactment of Perception: Seeing what others would have seen
3. 学会等名 International Conference for Conversation Analysis (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Komiya Tomone
2. 発表標題 Bodily (Re)enactment Practices in Judicial Deliberation
3. 学会等名 American Sociological Association Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 日本法社会学会編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 368
3. 書名 法社会学の最前線	

1. 著者名 小宮友根・黒嶋智美編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 336
3. 書名 実践の論理を描く	

1. 著者名 森本郁代ほか	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 302
3. 書名 裁判員裁判の評議を解剖する	

1. 著者名 井頭昌彦編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 386
3. 書名 質的研究アプローチの再検討	

1. 著者名 山崎敬一ほか編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 新曜社	5. 総ページ数 469
3. 書名 エスノメソドロジー・会話分析ハンドブック	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----



7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
米国	カリフォルニア大学サンタバー バラ校			